

令和4年度 さいたま市雇用対策協定に基づく事業計画

さいたま市・埼玉労働局

目次

I 世代・状況に応じた就労支援

- (1) 若年者等への就労支援
- (2) 就職氷河期世代への就労支援
- (3) 女性（主に子育て世代）への就労支援
- (4) 高齢者への就労支援
- (5) 障害者への就労支援
- (6) 生活困窮者等への就労支援
- (7) その他の就労支援

II 産業活性化・人材育成

- (1) 企業誘致の推進
- (2) 市内企業・人手不足業界等の人材確保支援
- (3) 将来の地域経済を担う産業人材育成

III 多様な働き方と生産性向上の実現

- (1) 働き方改革の推進

IV 市と労働局・ハローワークの一体的な事業実施

- (1) ワークステーションさいたまにおける就労支援
- (2) 各区ジョブスポットにおける就労支援

V その他さいたま市及び労働局が必要と認めた事業

VI 雇用施策に関する数値目標

令和4年度 さいたま市雇用対策協定に基づく事業計画

さいたま市長と埼玉労働局長の間で締結したさいたま市雇用対策協定の第2条に基づき、市内企業の人材確保や、生きづらさを抱えた方々への就労支援を推進するため、令和4年度の事業計画を次のとおり定める。

I 世代・状況に応じた就労支援

(1) 若年者等への就労支援

埼玉労働局が取り組む施策

- ・ 「埼玉新卒応援ハローワーク」「わかものハローワーク」等において、個別担当者制によるきめ細かな職業相談を実施するほか、セミナーや就職面接会等の開催を通じ、新規学卒者及び既卒3年以内の者等の就職促進を図る。
また、新卒応援ハローワークで運営しているLINE公式アカウントを活用し公的機関が実施する企業説明会や面接会など、就職活動に役立つ情報を積極的に配信する。
- ・ 若年者の早期離職を防止するため、ユースエール認定制度を積極的に推進するとともに、職場定着に積極的に取り組む事業所として認定する「職場定着協力事業所」と連携して職場定着支援を実施する。

さいたま市が取り組む施策

- ・ 安定した仕事に就けずにいる若年者等を対象に、市内中小企業等への正社員就職を目指し、座学研修と市内中小企業等でのインターンシップを組み合わせた就労支援を実施する。
- ・ さいたま市子ども・若者支援ネットワークに就労支援部会を設置し、関係機関等が実施する若者の職業的自立支援に資する事業の情報交換及び連携を図る。

さいたま市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 「地域若者サポートステーションさいたま」において、若年無業者等を対象に、職業的自立に向けた各種就労支援を市及び労働局は連携して実施する。
- ・ 新規学卒者等と地元企業のマッチングを図るため、「合同企業面接会」を協働で開催する。
- ・ さいたま市内の会場で開催する埼玉労働局主催の就職支援セミナーを市及び労働

局は連携して実施する。

- ・ 市及び労働局は、若年者等への就労支援に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知・PRする。

(2) 就職氷河期世代への就労支援

埼玉労働局が取り組む施策

- ・ ハローワーク大宮（ハローワークプラザ大宮）、ハローワーク浦和（埼玉しごとセンター）の「35歳からの就活サポートコーナー」（就職氷河期世代専門窓口）において、就職氷河期世代の方々に対して、専門担当者による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援を実施する。

さいたま市が取り組む施策

- ・ 安定した仕事に就けずにいる51歳までの就職氷河期世代を対象に、市内中小企業等への正社員就職を目指し、座学研修と市内中小企業等でのインターンシップを組み合わせた就労支援を実施する。

さいたま市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 「地域若者サポートステーションさいたま」において、49歳までの就職氷河期世代を対象に、職業的自立に向けた各種就労支援を市及び労働局は連携して実施する。
- ・ 市及び労働局は、就職氷河期世代への就労支援に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知・PRする。

(3) 女性（主に子育て世代）への就労支援

埼玉労働局が取り組む施策

- ・ マザーズハローワーク等において、キッズコーナーを設置するなど子ども連れで来所しやすい環境を確保するとともに、求職活動の準備が整い、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、仕事と子育ての両立支援に取り組む企業情報の提供や担当者制によるきめ細かな職業相談、職業訓練の受講あっせん等を行う。
- ・ LINE公式アカウント「埼玉マザーズハローワーク・コーナー」を活用し、家庭と仕事の両立を目指す求職者に就職支援セミナー、面接会等のイベント情報などを発信する。
- ・ 育児・介護休業法等の確実な周知及び履行の確保を図るとともに、不妊治療と仕事の両立に関する周知啓発を行う。
- ・ 労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることは、就業意欲を支える基本と

なることから、男女雇用機会均等法の着実な履行確保を図る。

さいたま市が取り組む施策

- ・ 子育て世代の求職者の再就職支援を強化するため、「ワークステーションさいたま」において、子育てと仕事の両立のための相談窓口を設置するとともに、多様なニーズに合った就労支援サービスを実施する。
- ・ ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進を図るため、就業相談、就業支援講習会等一貫した就業支援サービスを実施する。

さいたま市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ より一層女性が働きやすくなるよう環境整備を進めるため、市及び労働局は、女性への就労支援に関し、それぞれが実施するセミナーや認定制度などの支援内容を相互に周知・PRする。
- ・ 託児付き就職支援セミナーを協働して開催する。

(4) 高年齢者への就労支援

埼玉労働局が取り組む施策

- ・ 65歳以上の者の再就職支援に重点的に取り組むため、「生涯現役支援窓口」が設置されている県内13か所（さいたま市内では2か所）のハローワークにおいて、65歳以上の者が活躍できる求人の開拓を推進するとともに、支援チームによる効果的なマッチング支援、職業生活の再設計に係る相談・援助、雇用によらない就業に係る相談・情報提供を行う。また、高年齢者が未経験の職種に就く不安を取り除くため、就職が見込まれる分野の職場見学、職場体験及び各種セミナー等を実施する。
- ・ 70歳までの就業機会確保に向けた環境整備を図るため、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等を行う企業、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援を行う。
- ・ 65歳超雇用推進プランナー及びハローワークの雇用指導官等の訪問による提案型の相談・援助を行う。

さいたま市が取り組む施策

- ・ 「さいたま市高齢者生きがい活動センター」において、高齢者の生きがい推進事業の一環として、就労に関する情報提供や技能講習等を実施する。
- ・ 60歳以上で就労する意欲と能力のある高齢者に対し、就労による生きがい、福祉の向上、及び高齢者の地域社会への貢献を目的に、さいたま市シルバー人材センターを活用した就労支援を行う。

- ・ 「セカンドライフ支援センター（り・とらいふ）」において、ボランティア、就労、生涯学習等に関する情報を発信する。また、セミナーの開催等により、セカンドライフでの社会参加に向けた意識啓発等を行う。

さいたま市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 生涯現役社会の実現に向けた気運の醸成を図るため、市及び労働局は、高年齢者雇用の必要性や重要性の周知を行うとともに、それぞれが実施するセミナーや支援制度などの内容を相互に周知する等により、雇用環境の整備や高年齢者の雇用促進等を事業主に働き掛ける。
- ・ 「セカンドライフ支援センター（り・とらいふ）」が実施する企業向けセミナー等に、労働局は講師派遣等の協力・連携を図る。
- ・ 上記のほか、市及び労働局は、高年齢者への就労支援に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知・PRする。

(5) 障害者への就労支援

埼玉労働局が取り組む施策

- ・ 精神障害や発達障害等の多様な障害特性に対応するため、ハローワーク大宮及び浦和に精神障害者・発達障害者雇用トータルサポーター等を配置し、地域の就労支援機関に加え、医療機関や発達障害者就労支援センター等との連携体制を強化し、きめ細かな就労支援を実施する。
- ・ 雇用率達成指導に当たって、個々の企業における雇用率未達成の要因を分析した上で、提案型指導を行う。また、雇用率未達成企業を対象とした企業向けセミナー等を行い、障害者雇用に対する理解を促進する。

さいたま市が取り組む施策

- ・ 障害のある方が地域で安心して自立した生活が送れるようにするため、就労支援、各種講座等の実施、ハローワーク等の関係機関との調整のほか、就職後のジョブコーチ等による定着支援等を実施する。
- ・ 市のホームページ等を活用し、各種助成金についての周知・広報を実施する。

さいたま市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 市及び労働局が一体的に実施する「ジョブスポット（大宮、岩槻）」において、包括的な就労支援を実施する。
- ・ 埼玉障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、ハローワーク大宮及び浦和の管轄地域において企業訪問やミニ面接会の開催等を通

じ、障害者雇用ゼロ企業及び新たに法定雇用率の対象となる企業を含む法定雇用率未達成企業の支援を連携して実施する。

- ・ 市及び労働局は、障害者への就労支援に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知、PRする。

(6) 生活困窮者等への就労支援

埼玉労働局が取り組む施策

- ・ 生活保護受給者等の生活困窮者を雇い入れた事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給するとともに、就職後の定着を支援する。
- ・ 生活保護受給者等の生活困窮者の中で、職業訓練を受講することにより就職可能性を高められる者に対し、ハローワークにおいて、職業訓練の周知、誘導及び受講勧奨を積極的に行う。

さいたま市が取り組む施策

- ・ 生活保護受給者等の就労を支援するため、各区福祉課に就労支援員を配置し、履歴書の書き方、面接の受け方等について助言、指導を行うとともに、ジョブスポットやハローワークへ同行し、求職の方法や求人票から本人に適した職を抽出するなどの支援を実施する。
- ・ 直ちに就労することが困難な生活保護受給者等に対して、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの修得、パソコン操作のスキルの向上その他の就労に必要な基礎能力向上のための支援を実施するとともに、市内の民間企業、介護施設その他関係機関等における就労体験又はボランティア活動の場を提供することにより、知識及び技術の修得に向けた支援を実施する。

さいたま市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 市内全区に設置している「ジョブスポット」において、市及び労働局は連携してチームとしての包括的な支援を行う。
- ・ 市及び労働局は、生活困窮者等への就労支援に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知・PRする。

(7) その他の就労支援

埼玉労働局が取り組む施策

- ・ ハローワーク大宮に設置した「長期療養者職業相談窓口」において、がん等の長期にわたる治療等が必要な疾病を持つ求職者の就職支援や事業主の理解の促進に取り組む。

さいたま市が取り組む施策

- ・ がん患者の治療と仕事の両立を支援するため、がん患者等への就労相談及びその周知を行う。

さいたま市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 市立病院に設置した「就労相談窓口」において、ハローワーク大宮職員の出張相談を実施する。

Ⅱ 産業活性化・人材育成

(1) 企業誘致の推進

(2) 市内企業・人手不足業界等の人材確保支援

埼玉労働局が取り組む施策

- ・ 企業誘致による求人情報の提供を受け、ハローワークに求人が未提出の場合は求人開拓を実施のうえ、求職者とのマッチング支援を行う。
- ・ 人手不足が顕著な職種（福祉・建設・警備・運輸）についてハローワーク大宮に設置している「人材確保・就職支援コーナー」が地域の状況を的確に把握し、関係機関との密接な連携の下、求人者・求職者の両面から人手不足分野におけるマッチング支援を実施する。

さいたま市が取り組む施策

- ・ 「まもり、まねいて、そだてます」を行動テーマに掲げ、財政基盤の強化、雇用機会の創出及び地域経済の活性化を目的とした、企業誘致活動に取り組む。
- ・ 介護分野の仕事・職場についての理解を深める機会を提供し、介護分野への就職に結びつける。
- ・ 保育士人材確保事業の一環として、潜在保育士を対象としたセミナーや保育士養成施設の学生等を対象とした保育施設見学等を開催する。

さいたま市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 誘致・立地企業の情報を共有し、連携して人材確保等の支援を実施する。
- ・ 福祉介護保育人材の各種就職面接会を協働で開催する。
- ・ 外国人労働者の雇用管理セミナーを協働で開催する。
- ・ 市及び労働局は、企業誘致の推進や市内企業・人手不足業界等の人材確保に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知・PRする。

(3) 将来の地域経済を担う産業人材育成

埼玉労働局が取り組む施策

- ・ ハローワークが把握している求人者のニーズや求職者の動向など、訓練ニーズをさいたま市、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部埼玉職業能力開発促進センター（以下「機構埼玉センター」という。）に提供・共有するとともに、適切な受講あっせんや訓練受講生に対する就職支援に取り組む。
- ・ 各ハローワークでは地域の実情や学校等の要望等を勘案し、学生・生徒が職業・産業や多様な働き方に関する理解等を深め、将来の進路選択やキャリア形成等に関し、主体的に考える契機とするため、学校へ出向く等の方法により、小学生から大学生までを対象とした職業講義や就職ガイダンスを、各ハローワークの就職支援ナビゲーター等が積極的に行う。

さいたま市が取り組む施策

- ・ 工業高校生を対象とした、市内企業への就業体験等の技術体験研修を実施する。また、小・中学生にものづくりへの関心を育む事業を実施している団体に対し、補助金を交付する。

さいたま市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ さいたま市内の中学校及び高等学校におけるキャリア教育事業に係る職場体験・インターンシップ等の受入事業所の拡充を連携して行う。
- ・ 市及び労働局は、産業人材育成に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知・PRする。

Ⅲ 多様な働き方と生産性向上の実現

1 働き方改革の推進

埼玉労働局が取り組む施策

- ・ 中小企業・小規模事業者等に対して、労務管理等の専門家による総合的な支援を実施する「埼玉働き方改革推進支援センター」の利用促進を図るため、あらゆる機会を通じて周知を行う。

さいたま市が取り組む施策

- ・ 市が主催する「働く人の支援講座」において、働き方改革推進に向けた講座（テレワークの推進等）を実施する。

- ・ 市が作成・配布する「働く人の支援ガイド」等により、周知・広報を図る。

さいたま市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 市及び労働局は、働き方改革の推進に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知・PRする。
- ・ 市及び労働局は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、テレワークの実施について相互に周知・PRする。

IV 市と労働局・ハローワークの一体的な事業実施

(1) ワークステーションさいたまにおける就労支援

さいたま市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 「ワークステーションさいたま」において、市及び労働局は連携してセミナーやキャリアコンサルティング、職業相談・紹介等のワンストップ就労支援を実施する。
- ・ 同施設で託児付就職支援セミナーを連携して実施する。
- ・ 同施設で企業向け雇用管理セミナーを連携して実施する。
- ・ 市及び労働局は、ワークステーションさいたまにおいて、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知・PRする。

(2) 各区ジョブスポットにおける就労支援

さいたま市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 市内全区に設置している「ジョブスポット」において、市及び労働局は連携してチームとしての包括的な支援を行う。
- ・ 「地域若者サポートステーションさいたま」とジョブスポットとの連携強化を図る。
- ・ 市及び労働局は、各区ジョブスポットにおいて、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知・PRする。

V その他さいたま市及び労働局が必要と認めた事業

さいたま市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 市内に大量の雇用調整事案が発生した場合、市、労働局及びハローワークが連携して、求人企業の開拓や離職者への就職に関する情報の提供など、総合的な支援を実施する。
- ・ 市及び労働局が実施する雇用対策に係る事業等について、市民及び市事業主に対

する周知・広報を積極的に行う。

- ・ その他さいたま市及び労働局が連携して重点的に取り組むことが必要と認める課題について、市及び労働局の施策を一体的に実施する。
- ・ 労働局は、ハローワークにおいて、就職支援ナビゲーター等を拡充・配置し、担当者制による業種を超えた就職支援を強化するとともに、ハローワーク大宮に設置した「住居・生活相談窓口」において、新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況の悪化に伴う離職等により住居・生活支援が必要となる方々に対して、市及び労働局は連携して包括的な支援を行う。

VI 雇用施策に関する数値目標

項目	目標
1 世代・状況に応じた就労支援	
●紹介就職率	・大宮所 17.0% *1 ・浦和所 16.3% *2
●若年者等を対象とした就職面接会の開催	・年1回開催
●女性（主に子育て世代）を対象とした就職支援セミナー	・年40回開催
●生涯現役窓口での65歳以上の紹介就職件数	・大宮所 341件 *1 ・浦和所 158件 *2
●民間企業の障害者雇用率	・2.3%
2 産業活性化、人材育成	
●公的職業訓練修了3か月後の就職件数	・大宮所 550件 *1 ・浦和所 270件 *2
3 多様な働き方と生産性向上	
●埼玉働き方改革推進支援センターへの相談件数	・500件
4 市と労働局・ハローワークの一体的な事業実施	
●ワークステーションさいたまの就職件数	・540件
●ジョブスポットの就職件数	・1,165件

*1 大宮所管内の数値

*2 浦和所管内の数値